

議案第75号

八幡浜市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和6年12月3日提出

八幡浜市長 大城一郎

記

八幡浜市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

八幡浜市職員退職手当支給条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例に規定する退職手当は _____、 市長の事務部局の職員、議会の事務局長及び書記、選挙管理委員会の事務局長及び書記、監査委員の事務を補助する職員、固定資産評価員及び固定資産評価補助員、農業委員会の事務局長及び書記、教育委員会の職員（以下「職員」という。）が退職した場合にはその者、死亡により退職した場合には、その遺族に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 _____職員が<b>市長、副市長及び教育長</b>となった場合は、_____退職とし、当該退職に伴う退職手当をその都度支給する。</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>2 次条及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、<b>職員</b>が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例に規定する退職手当は、<b>市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）</b>、市長の事務部局の職員、議会の事務局長及び書記、選挙管理委員会の事務局長及び書記、監査委員の事務を補助する職員、固定資産評価員及び固定資産評価補助員、農業委員会の事務局長及び書記、教育委員会の職員（以下「職員」という。）が退職した場合にはその者、死亡により退職した場合には、その遺族に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <b>市長等が1の任期に係る勤務を終えた場合又は市長等以外の職員が市長等</b>となった場合は、<b>それぞれ</b>退職とし、当該退職に伴う退職手当をその都度支給する。</p> <p>(退職手当の支払)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>2 次条及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、<b>市長等及び職員</b>が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>

(勤続期間の計算)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となったときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に1.2を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6～9 (略)

(職員が退職した後に引き続き職員となった場

(市長等の退職手当)

第6条の6 市長等に対する退職手当の額は、第3条から前条までの規定にかかわらず退職の日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長としての勤続期間については、1年につき100分の550

(2) 副市長としての勤続期間については、1年につき100分の400

(3) 教育長としての勤続期間については、1年につき100分の250

(勤続期間の計算)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が、引き続いて市長等及び職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となったときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に1.2を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6～9 (略)

(職員が退職した後に引き続き職員となった場

<p>合等における退職手当の不支給)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <b>職員</b>が、引き続き職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。</p>	<p>合等における退職手当の不支給)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <b>市長等及び職員</b>が、引き続き職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。</p>
--	---

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した者に係る退職手当について適用し、施行日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

## 提案理由

特別職の退職手当支給に係る条例を新規制定することに伴い、所要の改正を行うため。